○経済産業省令第十五号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、広域的運営推進機関に関する省令及び広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

経済産業大臣　西村　康稔

広域的運営推進機関に関する省令及び広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

（広域的運営推進機関に関する省令の一部改正）

第一条　広域的運営推進機関に関する省令（平成二十六年経済産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（広域系統整備交付金の交付）	（広域系統整備交付金の交付）
第九条　推進機関は、第十六条第三項第二号に掲げる実施主体から、法第二十八条の四十八第二項第一号の電気工作物の整備又は更新に要する費用の額の届出があった日の属する年度以降において、毎年度、様式第八の広域系統整備交付金交付届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。	**第九条**　推進機関は、第十六条第三項第二号に掲げる実施主体から、法第二十八条の四十七第二項第一号の電気工作物の整備又は更新に要する費用の額の届出があった日の属する年度以降において、毎年度、様式第八の広域系統整備交付金交付届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。
（送配電等業務指針）	（送配電等業務指針）
第十三条　法第二十八条の四十五第三号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	**第十三条**　法第二十八条の四十五第三号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　［略］	一　［略］
二　発電等用電気工作物と配電事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に関する事項	二　発電用の電気工作物と配電事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に関する事項
三　［略］	三　［略］
四　電気の安定供給を確保するために必要な発電等用電気工作物の設置に関する事項	四　電気の安定供給を確保するために必要な発電用の電気工作物の設置に関する事項
五・六　［略］	五・六　［略］
（広域系統整備計画の届出）	（広域系統整備計画の届出）
第十六条　推進機関は、法第二十八条の四十八第一項の規定による届出を行おうとするときは、様式第十五の広域系統整備計画届出書に広域系統整備計画を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。	**第十六条**　推進機関は、法第二十八条の四十七第一項の規定による届出を行おうとするときは、様式第十五の広域系統整備計画届出書に広域系統整備計画を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
2　法第二十八条の四十八第二項第一号の経済産業省令で定める電気工作物は、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第一条第二項第一号に規定する変電所及び同項第二号に規定する送電線路とする。	2　法第二十八条の四十七第二項第一号の経済産業省令で定める電気工作物は、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第一条第二項第一号に規定する変電所及び同項第二号に規定する送電線路とする。
3　法第二十八条の四十八第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	3　法第二十八条の四十七第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一・二　［略］	一・二　［略］
三　法第二十八条の四十八第二項第一号の電気工作物に係る整備又は更新の工事の完了の予定時期	三　法第二十八条の四十七第二項第一号の電気工作物に係る整備又は更新の工事の完了の予定時期
四　［略］	四　［略］
（広域系統整備計画の変更の届出）	（広域系統整備計画の変更の届出）
第十七条　推進機関は、法第二十八条の四十八第三項の規定による広域系統整備計画の変更の届出をしようとするときは、様式第十六の広域系統整備計画変更届出書に当該変更後の広域系統整備計画を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。	**第十七条**　推進機関は、法第二十八条の四十七第三項の規定による広域系統整備計画の変更の届出をしようとするときは、様式第十六の広域系統整備計画変更届出書に当該変更後の広域系統整備計画を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。